

2 申告所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

- (1) この章は、平成15年1月1日から12月31日までの間の所得について、平成16年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人（申告納税者という。）の課税の事績を、全数調査又は標本調査の方法で調査・集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。
- (2) 各所得者の区分は次のとおりである。

申告納税者	事業所得者	営業等所得者	事業所得のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	事業所得だけを有する者及び事業所得の金額が他の所得金額より大きい者	農業所得者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	その他所得者		事業所得者以外の者をいう。

2 申告所得税の税率等（課税所得金額又は課税退職所得金額に対して）（平成15年分）

課税所得金額	税率	控除額
330 万円未満の場合	10 %	0 円
900 "	20	330, 000
1, 800 "	30	1, 230, 000
1, 800 万円以上の場合	37	2, 490, 000

3 申告所得税の主な諸控除（平成15年分）

(1) 所得控除

イ 基礎控除	380, 000円
ロ 配偶者控除	380, 000円
ただし、	
老人控除対象配偶者（昭和9年1月1日以前に生まれた者）	480, 000円
同居特別障害者である控除対象配偶者	730, 000円
同居特別障害者である老人控除対象配偶者	830, 000円

八 配偶者特別控除

(イ) 控除対象配偶者に当たる場合

A 合計所得金額が5万円未満である者 38万円

B 合計所得金額が5万円以上38万円未満である者

$380,000円 - \{ \text{合計所得金額} \} = \text{配偶者特別控除額}$

5万円の整数倍でないときは、合計所得金額に満たない5万円の整数倍である金額のうち最も多い金額

C 合計所得金額が38万円である者 0円

(ロ) 控除対象配偶者に当たらない場合

A 合計所得金額が40万円未満である者 38万円

B 合計所得金額が40万円以上75万円未満である者

$380,000円 - \{ \text{合計所得金額} - 380,000円 \} = \text{配偶者特別控除額}$

5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、5万円の整数倍の金額のうち、 $\{ \text{合計所得金額} - 380,000円 \}$ に満たない金額で最も多い金額

C 合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 3万円

D 合計所得金額が76万円以上である者 0円

二 扶養控除 380,000円

ただし、

特定扶養親族（昭和56年1月2日から昭和63年1月1日までに生まれた者） 630,000円

老人扶養親族のうち同居老親等 580,000円

老人扶養親族のうち同居老親等以外 480,000円

なお、扶養親族が同居特別障害者に該当する場合は350,000円を加算した額

ホ 雑損控除 「損害金額 - 保険金などで補てんされる金額」の金額 (A) を基として計算した、次の と のいずれか多い方の金額

①の金額 - (所得金額の合計額 × 10%)

①の金額のうち災害関連支出の金額 - 5万円

ヘ 医療費控除 支払った医療費から100,000円と合計所得金額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額 (最高 200万円)

ト 社会保険料控除 支払った社会保険料の全額

チ 生命保険料控除

(イ) 一般の生命保険料

支払保険料の金額に応じて次の区分の金額

A 25,000円以下の場合

全 額

B 25,000円を超えた50,000円以下の場合

支払保険料 × 1 / 2 + 12,500円

C 50,000円を超える場合

支払保険料 × 1 / 4 + 25,000円 (最高5万円)

- (ロ) 個人年金保険料
 (イ)の計算に同じ
 (ハ) (イ)と(ロ)がある場合
 (イ)と(ロ)の合計
- リ 損害保険料控除 支払った損害保険料を次により区分して計算した金額
 (イ) 長期契約のみの場合 (最高 15,000円)
 10,000円以下は全額、10,000円超はその超える額の1/2と10,000円の合計
 (ロ) 短期契約のみの場合 (最高 3,000円)
 2,000円以下は全額、2,000円超はその超える額の1/2と2,000円の合計
 (ハ) (イ)と(ロ)がある場合
 (イ)と(ロ)の合計で最高 15,000円
- ヌ 小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済掛金 (旧第2種共済掛金を除く。)と心身障害者扶養共済掛金の支払額全額
- ル 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 270,000円
 ただし、特別障害者の場合は (障害者控除) 400,000円
 特定寡婦の場合は (寡婦控除) 350,000円
- オ 老年者控除 (昭和14年1月1日以前に生まれた者) 500,000円
- ワ 寄付金控除 寄付金の額 (所得金額の25%を限度) のうち、10,000円を超える部分の金額
- (2) 税 額 控 除
- イ 配 当 控 除 配当所得の10% (課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当については、5%)。ただし、証券投資信託の収益の分配金及び35%の税率による源泉分離課税を選択した配当所得は配当控除の対象とならない。
- ロ 外国税額控除 その年分の所得税の額 $\times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}}$
- ハ 住宅取得等特別控除 次のとおり
- 平成13年7月1日から平成15年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (住宅借入金等特別控除)
 (居住の用に供した年 (1年目) から10年目までの各年)
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- 平成11年1月1日から13年6月30日までの間に居住の用に供した場合 (住宅借入金等特別控除)
- A 居住の用に供した年 (1年目) から6年目までの各年
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 1\% \cdots \cdots \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- B 7年目から11年目までの各年
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 0.75\% \cdots \cdots \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- C 12年目から15年目までの各年
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% \cdots \cdots \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

i 平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合に、選択により、 に代えて行うことができる「経過措置の計算方法」（住宅借入金等特別控除）又は、 ii 平成10年中に居住の用に供した場合（住宅取得等特別控除）

A 居住の用に供した年（1年目）から3年目までの各年

- ① 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下のとき
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 2\% \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- ㊦ 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下のとき
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% + 10\text{万円} \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- ㊧ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるととき
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 20\text{万円} \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

B 4年目から6年目までの各年

- ① 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円以下のとき
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- ㊦ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるととき
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 10\text{万円} \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合に、選択により、 又は のiiに代えて居住の用に供した年以後6年間の各年について行うことができる計算方法（住宅借入金等特別控除・住宅取得等特別控除）

- ① 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下のとき
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 2\% \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- ㊦ 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下のとき
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right) \times 1\% + 10\text{万円} \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$
- ㊧ 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるととき
- $$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right) \times 0.5\% + 20\text{万円} \rightarrow \left(\begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

二 政党等寄付金特別控除額

次の と のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

$$\left[\left(\begin{array}{l} \text{政党等に対する} \\ \text{寄付金の支出額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} 1\text{万円} - \text{「特定寄付金の支出額」} \\ \text{(赤字のときは0)} \end{array} \right) \right] \times 30\%$$

所得税の額の25%相当額

2-1 課税状況

(1) 申告及び処理の状況

区 分 \ 項 目		合 計			所		
					営 業 等 所 得 者		
		人 員	總 所 得 等 金 額	申 告 納 等 税 額	人 員	總 所 得 等 金 額	申 告 納 等 税 額
平 成 11 年 分		人 48,238	千円 255,648,351	千円 18,398,619	人 13,060	千円 38,532,089	千円 2,354,373
" 12 "		48,225	264,133,516	19,620,611	12,307	38,359,385	2,508,522
" 13 "		47,868	300,462,509	26,815,051	11,167	35,513,447	2,276,768
" 14 "		48,578	263,201,583	19,242,727	10,982	34,326,679	2,274,182
" 15 "		49,388	267,305,982	19,504,955	10,782	33,992,052	2,285,587
平成 15 年 分	確 定 申 告	49,355	267,093,505	19,477,578	10,774	33,959,572	2,281,830
	修 正 申 告	34	214,838	27,409	8	32,482	3,757
	決 定 ・ 増 額 更 正	-	-	62	-	-	-
	減 額 更 正	1	2,359	92	-	-	-
	更 正 請 求	-	-	-	-	-	-
	異 議 申 立 決 定 等	-	-	-	-	-	-
	計	49,388	267,305,984	19,504,957	10,782	33,992,054	2,285,587
	法第103条による税額	286	-	99,811			
	合 計	49,674	-	19,604,768			
	加 算 税	過 少 申 告	-	-			
無 申 告		-	-	-			
重		-	-	-			
納 税 額 総 計		-	-	19,604,768			

(翌年3月31日現在)

得 者 別 内 訳					
農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
人 員	総 金 所 得 等	申 告 納 等	人 員	総 金 所 得 等	申 告 納 等
人	千円	千円	人	千円	千円
708	2,033,248	75,228	34,470	215,083,014	15,969,018
572	1,471,712	47,933	35,346	224,302,419	17,064,156
475	1,206,274	53,991	36,226	263,742,788	24,484,292
599	1,490,274	48,943	36,997	227,384,630	16,919,602
684	1,778,388	59,936	37,922	231,535,542	17,159,432
684	1,778,388	59,934	37,897	231,355,545	17,135,814
-	-	2	26	182,356	23,650
-	-	-	-	-	62
-	-	-	1	2,359	92
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
684	1,778,388	59,936	37,922	231,535,542	17,159,434

調査対象等：この表は各年分の申告所得税について、翌年3月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を示したものである。

用語の説明：1 総所得金額等とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。

2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除した後の課税所得金額に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。

3 更正請求とは、納税義務者の申告をした課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。

4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が、年税額となった所得税額をいう。

5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって一種の行政罰の性格を有するものをいう。

(1) 過少申告加算税.....期限内の申告が過少であった場合に課されるもの

(2) 無申告加算税.....申告が期限後になった場合に課されるもの

(3) 重加算税.....所得の計算において事実を隠ぺい又は偽装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

(2) 既往年分の課税状況

	14 年 分			13 年 以 前 分			計		
	人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 税 額 等
申 告 又 は 処 理 に よ る 増 減 差 額	内 2,391 4,038	千円 9,262,396	千円 762,117	内 707 1,440	千円 6,748,708	千円 1,084,726	内 3,098 5,478	千円 16,011,103	千円 1,846,843
加 算 税 の 増 減 差 額	内 488 490	-	23,883	内 448 458	-	39,822	内 936 948	-	63,704
	内 831 839	-	36,723	内 401 419	-	50,440	内 1,232 1,258	-	87,163
	内 33 33	-	72,269	内 137 139	-	170,779	内 170 172	-	243,048
	内 1,352 1,362	-	132,875	内 986 1,016	-	261,040	内 2,338 2,378	-	393,914
小 計	-	-	894,991	-	-	1,345,766	-	-	2,240,757

調査対象等：平成13年分以前の申告所得税の納税者について、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理（更正・決定等）による課税事績を示した。
(注) 内書は本税又は加算税の全額が増加したものを掲げている。

(3) 免除状況

区 分	人 員	所 得 金 額	軽減又は免除税額
租税特別措置法第25条 《肉用牛の売却による農業所得の免税》の規定によるもの	人 37	千円 106,889	千円 9,193
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条《所得税の軽減免除》の規定によるもの	-	-	-
計	実 37	106,889	9,193

調査対象等：平成15年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除（軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む。）された者の事績を平成15年3月31日現在で示した。

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 15年分確定申告状況調 (署別)

項 目 署 名	営 業 等			農 業			そ の 他			計		
	人 員	所 得	税 額	人 員	所 得	税 額	人 員	所 得	税 額	人 員	所 得	税 額
那 覇	件 3,292	千円 10,129,262	千円 571,712	件 210	千円 518,023	千円 14,365	件 10,545	千円 66,650,034	千円 4,971,837	件 14,047	千円 77,297,319	千円 5,557,914
平 良	466	1,004,958	34,357	116	426,469	19,294	684	3,894,680	177,754	1,266	5,326,107	231,405
石 垣	610	1,906,413	125,019	65	138,900	4,358	1,059	6,056,220	546,568	1,734	8,101,533	675,945
北 那 覇	1,973	7,004,016	484,201	88	278,061	9,857	7,657	50,306,924	3,264,837	9,718	57,589,001	3,758,895
名 護	981	3,004,001	255,544	126	244,134	6,295	2,744	12,774,875	767,104	3,851	16,023,010	1,028,943
沖 縄	3,460	10,943,403	814,754	79	172,800	5,766	15,233	91,852,810	7,431,333	18,772	102,969,013	8,251,853
計	10,782	33,992,052	2,285,587	684	1,778,388	59,934	37,922	231,535,542	17,159,433	49,388	267,305,982	19,504,954

2 - 2 所得階級別人員

(1) 税務署別、所得階級別人員 (15年分)

区分	署 名	70万円 以下	100万円 以下	150万円 以下	200万円 以下	300万円 以下	400万円 以下	500万円 以下
合 計	全 管	人 2,487	人 2,357	人 4,862	人 4,881	人 8,258	人 5,996	人 4,278
	那 覇	701	683	1,393	1,353	2,333	1,650	1,262
	平 良	107	88	134	156	231	143	79
	石 垣	97	120	255	212	298	221	134
	北 那 覇	373	379	918	984	1,622	1,116	813
	名 護	339	273	544	454	674	453	250
	沖 縄	870	814	1,618	1,722	3,100	2,413	1,740
営 業	全 管	1,668	1,035	1,528	1,354	2,131	1,097	609
	那 覇	466	332	504	399	626	333	201
	平 良	95	61	67	60	100	46	17
	石 垣	57	63	104	79	127	72	35
	北 那 覇	224	181	272	257	432	199	115
	名 護	214	87	142	122	171	91	40
	沖 縄	612	311	439	437	675	356	201
農 業	全 管	64	61	76	93	164	107	50
	那 覇	23	15	26	28	51	35	15
	平 良	6	5	7	7	24	22	13
	石 垣	7	6	6	16	16	10	2
	北 那 覇	3	4	6	14	21	15	13
	名 護	11	22	20	20	34	14	2
	沖 縄	14	9	11	8	18	11	5
そ の 他	全 管	755	1,261	3,258	3,434	5,963	4,792	3,619
	那 覇	212	336	863	926	1,656	1,282	1,046
	平 良	6	22	60	89	107	75	49
	石 垣	33	51	145	117	155	139	97
	北 那 覇	146	194	640	713	1,169	902	685
	名 護	114	164	382	312	469	348	208
	沖 縄	244	494	1,168	1,277	2,407	2,046	1,534

700万円 以下	1,000万円 以下	2,000万円 以下	3,000万円 以下	5,000万円 以下	5,000万円 超	計	署 名	区 分
人 5,963	人 4,663	人 4,007	人 920	人 473	人 243	人 49,388	全 管	合
1,661	1,294	1,220	280	147	70	14,047	那 覇	計
130	96	73	16	12	1	1,266	平 良	
171	127	69	16	5	9	1,734	石 垣	
1,175	1,012	925	217	117	67	9,718	北 那 覇	
340	253	196	32	28	15	3,851	名 護	
2,486	1,881	1,524	359	164	81	18,772	沖 縄	
562	318	315	91	50	24	10,782	全 管	営
178	102	102	33	14	2	3,292	那 覇	
5	8	4	2	1	-	466	平 良	
38	16	11	3	1	4	610	石 垣	
115	70	66	24	11	7	1,973	北 那 覇	
43	31	28	4	4	4	981	名 護	
183	91	104	25	19	7	3,460	沖 縄	業
52	15	2	-	-	-	684	全 管	
16	-	1	-	-	-	210	那 覇	
24	8	-	-	-	-	116	平 良	
2	-	-	-	-	-	65	石 垣	
7	5	-	-	-	-	88	北 那 覇	
3	-	-	-	-	-	126	名 護	業
0	2	1	-	-	-	79	沖 縄	
5,349	4,330	3,690	829	423	219	37,922	全 管	そ の 他
1,467	1,192	1,117	247	133	68	10,545	那 覇	
101	80	69	14	11	1	684	平 良	
131	111	58	13	4	5	1,059	石 垣	
1,053	937	859	193	106	60	7,657	北 那 覇	
294	222	168	28	24	11	2,744	名 護	
2,303	1,788	1,419	334	145	74	15,233	沖 縄	

申告所得税

(2) 所得者別人員 (15年分)

区 分	合 計 所 得			
	営 業 所 得 者	農 業 所 得 者	その他所得者	計
	人	人	人	人
70万円以下	1,668	64	755	2,487
100万円以下	1,035	61	1,261	2,357
150万円以下	1,528	76	3,258	4,862
200万円以下	1,354	93	3,434	4,881
300万円以下	2,131	164	5,963	8,258
400万円以下	1,097	107	4,792	5,996
500万円以下	609	50	3,619	4,278
700万円以下	562	52	5,349	5,963
1,000万円以下	318	15	4,330	4,663
2,000万円以下	315	2	3,690	4,007
3,000万円以下	91	-	829	920
5,000万円以下	50	-	423	473
5,000万円 超	24	-	219	243
計	10,782	684	37,922	49,388

調査対象等：平成15年分の申告所得税の納税者について、平成16年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示したものである。

(3) 所得階級別人員の累年比較

年分別 所得階級	平成11年分		平成12年分		平成13年分		平成14年分		平成15年分	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
70万円以下	2,634	5	2,342	5	2,435	5	2,503	5	2,487	5
100万円以下	2,395	5	2,330	5	2,232	5	2,292	5	2,357	5
200万円以下	9,369	20	9,110	19	9,182	19	10,963	22	9,743	20
500万円以下	18,082	37	18,335	38	18,035	37	16,611	34	18,532	38
1,000万円以下	10,389	22	10,586	22	10,457	22	10,572	22	10,626	21
1,000万円 超	5,368	11	5,522	11	5,527	12	5,637	12	5,643	11
計	48,237	100	48,225	100	47,868	100	48,578	100	49,388	100

(注) この表は「(2)所得者別人員」について、累年比較したものである。

2 - 3 所得種類別状況

所得種類別人員、所得金額 (15年分)

区 分	総 計				
	人 員		所 得 金 額		
	主たるもの	従 た る も の			
	人	外 人	人	外 百万円	百万円
事業所得 ┌ 営業所得 └ 農業所得 計	10,812	855	1,786	1,198	33,858
	688	279	719	330	1,973
	11,500	1,134	2,505	1,528	35,831
利 子 所 得	20	-	37	-	81
配 当 所 得	47	-	1,105	-	1,910
不 動 産 所 得	16,286	305	11,372	264	89,138
給 与 所 得	15,283	-	5,063	-	93,535
総 合 譲 渡 所 得	48	20	57	42	518
一 時 所 得	400	-	1,008	-	2,213
雑 所 得	3,716	-	7,110	-	13,207
損益通算による差額	-	-	-	972	478
合 計	47,300	1,459	28,257	2,806	236,911
山 林 所 得	-	-	1	-	-
退 職 所 得	51	-	95	-	1,006
分 離 短 期 譲 渡 所 得	41	1	110	-	374
分 離 長 期 譲 渡 所 得	1,883	7	380	-	30,415
株 式 等 の 譲 渡 所 得	113	-	299	-	1,407
総 計	49,388	1,467	29,142	2,806	270,113

調査対象等：平成15年分の申告所得税の納税者について、平成16年3月31日現在の合計所得を所得の種類別に区分して、人員、所得金額の状況を示したものである。

(注) 1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。

なお、所得金額は、主たるもの及び従たるものを区分することなく、各種類ごとの所得金額の合計額を掲げた。

2 外書は、損失額のある者の人員及びその損失額を掲げた。

3 所得金額は、特後所得（特典控除後のことで、青色事業専従者給与等の青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の金額をいう。）で示されている。

2 - 4 青色申告の状況

(1) 営業等所得者の青色申告の状況

区 分 署 別	申告所得税 納 税 者 数	青 色 申 告 者 数			普 及 割 合 (/)
			申告納税額のある者	左記以外	
那 覇	人 3,292	人 6,881	人 1,475	人 5,406	人 44.81
平 良	466	804	226	578	48.50
石 垣	610	1,023	313	710	51.31
北 那 覇	1,973	5,338	1,137	4,201	57.63
名 護	981	1,126	289	837	29.46
沖 縄	3,460	6,171	1,416	4,755	40.92
計	10,782	21,343	4,856	16,487	45.04

調査対象等：平成15年分の申告所得税の納税者及び青色申告者について、平成16年3月31日現在の青色申告状況を示したものである。

用語の説明：1 申告納税額のある者とは、確定申告書を提出する義務のある者のうち、申告納税額のある者をいう。

2 左記以外は、課税標準額に各種の控除規定（扶養控除、障害者控除、老年者控除等）が適用された結果、課税標準額又は納付すべき税額がなくなり、全く納税義務がなくなった者のことをいう。

(2) 営業等所得者の青色申告者数の推移

区 分	申告所得税 納 税 者 数	青 色 申 告 者 数			普 及 割 合 (/)
			申告納税額のある者	左記以外	
平 成 11 年 分	人 13,060	人 19,983	人 5,194	人 14,789	人 39.8
〃 12 〃	12,307	20,150	5,164	14,986	42.0
〃 13 〃	11,167	20,358	4,875	15,483	43.7
〃 14 〃	10,982	20,726	4,857	15,869	44.2
〃 15 〃	10,782	21,343	4,856	16,487	45.0

(3) 青色申告者の異動状況

区 分 所得 の種類	㊦ 15年3月15 日現在青色 申告者（申 請者を含む）	15 年 分			16 年 分		
		㊦ の うち		㊧ 16年3月15 日現在の青 色 申 告 者	㊨ ㊧のうち前 年分からの 青色申告者	㊩ 新規申請者	カ 合 計 (㊨ + ㊩)
		取消	取りやめ 取り下げ				
営 業	人 21,297	人 4	人 484	人 21,343	人 20,994	人 1,309	人 22,303
農 業	1,495	-	32	1,467	1,461	69	1,530
小 計	22,792	4	516	22,810	22,455	1,378	23,833
不 動 産	8,848	1	70	8,897	8,873	555	9,428
山 林	-	-	-	-	-	-	-
合 計	31,640	5	586	31,707	31,328	1,933	33,261